日本の子育て支援とマザーハラスメント

森田 美佐

(高知大学人文社会科学系教育学部門)

Japanese Childcare Support and "Mother-Harassment"

Misa Morita

Kochi University Humanities and Social Sciences Cluster Education Unit

Abstract

The purpose of this study is to examine the reasons why many Japanese mothers feel anxiety about childcare in spite of advances in childcare policies. This study particularly focused on how citizens and mothers see each other. Previous studies have also debated mothers' anxiety about childcare. However, it is also important to investigate the attitude toward childcare of Japanese citizens now.

This study focused on three points:

- (1) Compared with non-Japanese, Japanese mothers do not ask for help in taking care of children. Japanese mothers are engaged in childcare alone.
- (2) Most of the mothers feel nervous when they go with small children to public places. And they feel mental fatigue toward co-workers when they have to be absent from work for their children.
- (3) Actually, some women feel that they have encountered harassment. However, others object that it is because they do not fulfill public duties as mothers.

According to these findings, this study suggests two points. Firstly, we should question the reality about mothers' roles in childcare. Social agreements such as "Children should be raised by society" have been formed these days. However, social norms still states that it is mothers who are chiefly responsible for taking care of children. Secondly, to solve mothers' anxiety in childcare, we have to pay attention to a social ill that Japanese society can not afford to accept children who need someone's help and who help them.

Keyword

childcare support, low birthrate, "mother-harassment",

Abstract(日本語)

本研究の目的は、多くの日本の母親が、子育て支援が進められているにもかかわらず、なぜ育児についての不安や悩みをを感じているのかについて検討することである。本研究は、特に母親を取り巻く周囲(一般市民)と母親が、どのようにお互いのことを見ているかに焦点を当てた。従来の研究は、母親の育児についての不安や悩みを討議してきた。しかし、現在、母親をとりまく周囲の、育児に対する態度を考察することもすることも重要である。

本研究は、3つの点に焦点に焦点を絞って議論した。

(1) 日本人以外の母親と比較して、日本の母は、子供たちの世話をする際に、援助の手を求めていない。日本の母親は、単独 で育児に従事している。

- (2) 日本の母親は、公共の場所に小さな子どもと一緒に行く際、多くは神経質になっている。また、彼女たちが、自分の子どもたちのために職場を休まねばならない時、彼女たちは同僚の気遣いで精神的な疲労を感じている。
- (3) 実際に、母親の中には、周囲からの厳しい目を、母親に対する嫌がらせ(マザーハラスメント)と感じ、それ遭遇したと 感じる。しかし周囲は、それが、彼女たちが、母としての公共での責任を果たさないからであると反発する。

これらの結果から、本研究は、2つの視点を提示する。第1に、我々は現実に育児での母親の役割とは何かを考えなければならない。例えば「子どもは社会が育てなければならない」という社会的な合意が形成されつつある。しかし社会的規範は、主に子供たちの世話をする役割を果たすのは母親であると考えている。第2に、母親の育児の不安や悩みを解くために、我々は日本の社会が、誰かの援助を必要とする子どもと、彼らを助ける人々を受け入れるための余裕がないという、社会的な病巣に注意を払わなければならない。

1. 問題意識と目的

本報告の目的は、子育て支援が進められているにもかかわらず、なぜ日本の母親たちが、依然として子育ての不安・悩みを抱えたままであり、子育てがしやすい社会であるとは思えないのかを、特に小さい子をもつ母親と、子育て世代ではない人々に注目して考察することである。

政府は90年代から、幾度もの修正を重ねて、数々の少子化対策・子育で支援を打ち出した。しかし日本の母親は、子育での多くを一人で抱えている。このような状況から、日本の母親の「孤育て」が社会問題となっている(朝日新聞,2010) 1)。実は世論も、日本が子育てがしやすい社会になっているとは考えていない。平成18年度の国民生活白書(テーマ:多様な可能性に挑める社会に向けて)において、子育で環境について「保育所が充実している(時間帯・設備など)」と答える人の割合は、90年以降大きく低下しており、93年から追加された「安心して子供を生み育てられる環境が整っている」と答える人の割合も、一貫して低下している(内閣府,2006) 2)。これまでの少子化対策・子育で支援の軸は、大まかに言えば、保育施設の整備や多様な保育サービスの提供、そして男性を含めた働き方の見直しであったと言えよう。もちろんこれらは、母親の子育での不安・悩みの解消に重要な役割を担ってきた。ただし、それらがあってもなお母親が、子育でがしやすい社会になったと感じられないのであれば、子育で支援の改善策を、従来とは別の観点から考えることも必要であろう。そこで本報告は、この問題の対象を、母親から、母親とそれをとりまく周囲の人々に広げて考えたい。

2. 日本の少子化対策・子育て支援―これまでとこれから―

(1) これまでの少子化対策・子育て支援

政府が子育て支援に目を向けるようになったのは、1990年代に入ってのことである。1989年の日本の合計特殊出生率(1.57)が、丙午(1966年)のそれ(1.58)よりも低くなったことが、厚生労働省から発表された。これはいわゆる「1.57ショック」と言われるようになった。そして1990年代から少子化は社会問題となっていった。

政府の 1990 年代の少子化対策・子育て支援策の柱となったものは、1994 年の「エンゼルプラン」と 1999 年の「新エンゼルプラン」であった。この政策の主な特徴は、保育園の増設などを含めて、働く母親の仕事と家庭の両立をどのように支えるか、ということであった。そして 2000 年に入ると、政策は、2002 年の「少子化対策プラスワン」、2004 年の「少子化社会対策大綱」「子ども・子育て応援プラン」、2006 年の「新しい少子化対策」の策定へと続いた。2000 年代の少子化対策・子育て支援の特徴は、女性(母親)のための子育て支援から、男性(父親)も育児にかかわるための子育て支援という方針への転換である。また男女にかかわらず、労働者の働き方を見直すこと(ワーク・ライフ・バランス)や、地域や若者の支援も、少子化対策・子育て支援に含まれるようになった。

つまりこれまでの少子化対策・子育て支援は、母親だけでなく、父親も、職場も、そして地域を含め、社会全体で子どもを育てる体制づくりを目指してきたと言えよう。確かに最近、街に出れば、子育てバリアフリーの取り組みの成果を目にすることができる。例えば駅・病院・市役所・デパート等の商業施設に、ベビーベッドや子ども用トイレ、母親が授乳できるスペース、そして男性トイレにおむつ換えの台などが設置されている光景が見られる。さらに、乳児向けに、無料でミルクのお湯をサービスをする店などもある。

(2) これからの少子化対策・子育て支援

2010年6月に閣議決定された、新成長戦略の実行計画(工程表)では、環境・エネルギー、健康、アジア経済、観光・地域、科学・技術・情報、雇用・人材、金融の7つの戦略に関して、計画が示されている。そのうち雇用・人材が、少子化対策・子育て支援に関わっているが、その中の項目1つである「子どもの実績あふれる国・日本①」では、2010年度から2020年度までに実施・実現すべき目標が、段階別(早期実施事項(2010年度に実施する事項)、2011年度に実施すべき事項、2013年度までに実施すべき事項、2020年度までに実現すべき成果目標)に示されている(内閣府、2010)3)(フォーラム・「女性と労働21」、2010)4)

この戦略が目指す 2020 年度までの目標は2つである。1つ目は「すべての子どもに保護者の就労形態等による区別なく質のよい成育環境の整備を図ること」であり、2 つ目は「少なくとも 2017 年には、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰できる体制の整備」である。そして2つ目に関しては、①女性の就業継続等による収入増が約 3.3 兆円以上、②保育サービス等従事者の増による所得増が約 0.5 兆円以上、③新規雇用者数が約 16 万人以上、となることが目指されている。

これらの目標のために、戦略の柱となっているものは次の2点である。第1に、待機児童の解消(就学前)一 育児サービスを質

量ともに増強一であり、具体的には (1)幼保一体化、(2)多様な事業主体の参入一イコールフッティング等一、(3)育児サービスへの 集中投資による環境整備、が掲げられている。 第2に、働くことを希望するすべての人が仕事を継続・復帰一サービスメニューの 多様化等一となっている。

第1点目に関しては、(1)幼保一体化で、2011 年度までに、「子ども指針(仮)」の策定(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合(一体化))をした後、2013 年度までに、幼稚園・保育園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する「こども園(仮称)」に一体化し、利用者と事業者が契約する利用者補助方式への転換を図るとしている。また 2010 年度に「子ども家庭省(仮)」の創設を検討し、2013 年度までに国及び地方における実施体制の一元化を図るとしている。

次に(2)多様な事業体参入の検討では、2010 年度に、客観的基準による施設認可の徹底を行うとしている。具体的には、施設整備費の在り方を見直し、運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業者への活用を可能にするとしている。また配当が制約されていない旨を関係者に通知し、株式会社等に対する社会福祉法人会計適応の見直しを行なうとする。その後、徐々に育児サービスや職員の質等の評価・情報提供体制、指導監督体制の整備をしていき、2013 年度までには指定制度を導入(施設・非施設型提携を問わず多様なサービスを客観的基準により指定)し、「こども園(仮称)」について価格制度の一本化を目指すという。

また(3) 育児サービスへの集中投資による環境整備では、2010 年度には、主にまちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくり(再開発等の機会を捉えた新規施設、小学校の空き教室等既存ストックの活用による施設誘致等)、子育て支援施設制連携のしくみづくり(施設・園庭の共有・開放等)、子育て支援施設への未利用国有地の定期借地権を活用した貸付けや庁舎・官舎の空きスペースの貸付け等、保育ママ等への育成支援などが含まれている。

次に第2点目に関しては、2010年度に、延長保育、休日、早朝・夜間、短時間保育、一時預かり、病児・病後児保育、事業所内保育等の提供に対する支援を行い、2011年度までには保育ママ、ベビーシッター、育児支援 NPO 等と子育て支援施設が相互連携を行う仕組みづくりが目指され、2013年度までには、多様なサービスを幅広く指定でき、子育て利用券制度等利用者が選択できる仕組みを整備するとしている。加えて、2010~2011年度には、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の体制を、育児・教育支援の観点から改善・強化(小1、小4の壁の解消等)し、その結果、2013年度までに放課後対策への体制を整理・強化するとしている。加えて、育児休業の取得期間・方法の弾力化、育児休業取得先進企業への優遇策等をあわせて実施するという計画が立てられている。

なお、政府によれば、これらの施策の具体化など詳細については、引き続き「子ども・子育て新システム検討会議」において検 討が予定されているという。

3. 少子化対策・子育て支援で母親は子育てしやすくなったのか

(1) 軽減された子育ての負担―自由な時間・身体的疲労・出費・預け先―

政府の少子化対策・子育て支援策の推進や、自治体や地域の様々な子育て支援事業によって、子育て中の母親は、様々な恩恵を受けたことは確かである。例えば延長保育や休日保育、そして一時預かり等の保育サービスは、働く・あるいは求職中の母親の、仕事と育児の両立をサポートしたと言えよう。また子育て支援事業は、仕事をもたない母親に対しても、子育てネットワークや情報の提供、母親がリフレッシュできる時間の提供等に貢献したと言えよう。子育て中の母親たちが集まって育児の悩みを語れる場があることや、親子が気軽に集える場があること、保育の専門家から育児のアドバイスをもらえる窓口があること等は、母親の孤立した子育てを防ぎ、子育てのストレスを軽減させる効果をもったと言えるであろう。また最近では、父親のための子育て情報や、父親が母親と共に、子育てのスキルを学習する場も設けられているが、それらは育児の男女共同参画にも貢献していると言えよう。

このような取り組みが直接作用したかは分からないが、子育て中の家庭の不安や悩みに、軽減されたものが見られる。2001 年に子どもが生まれた家庭を調査対象として、厚生労働省が (2001 年から) 継続的に行っている 21 世紀出生児網期調査をみると、2008 年 (第7回調査) よりも 2009 年 (第8回調査) で、家庭で子どもを育てていて負担に思うことや悩みの割合が減っているものは (複数回答)、「自分の自由な時間が持てない」(6.7%減 (25.8%→19.1%))、「子育てによる身体の疲れが大きい」(4.3%減 (17.4→13.1%))、「子育ての出費がかさむ」(3.6%減 (37.7%→34.1%))、「仕事や家事が十分にできない」(1.9%減 (14.7%→12.8%)) 等であった。また、減少幅が少なかったが、「子どもを一時的に預けたいときに預け先がない」(1.1%減 (9.7%→8.6%)) という 項目も見られた (厚生労働省, 2010) 50。もちろん対象者の家庭では年々子どもが成長していくため、子どもをもつ親の子育ての不安や悩みは、質的に変化していくはずである。しかしながら、少子化対策・子育て支援が進む中で、子育て中の親たちは、上記

の項目については、子育ての不安や悩みが軽くなっていることがうかがえる。

(2) 少子化対策・子育て支援が進んでも変わらないことー育児は母親の仕事―

少子化対策・子育て支援が進められていても、依然として変わらないことは、母親が育児労働のほとんどを担っているという事実である。政府の少子化対策・子育て支援がどれだけ進んでも、日本の母親の子育ては、楽になどなっていない。現代の母親は、少子化が進んだからといって、子育てに「ヒマ」になどなっていないのである。

総務省のおこなった平成 18 年度社会生活基本調査によると、末子が就学前の子どもをもつ母親の育児時間を見ると、子育て期の妻が3時間1分、夫 31 分となっている。またこれを細かくみると、末子が0歳での育児時間は、共働き世帯の場合で妻4時間59分・夫49分であり、片働き世帯の場合で、妻5時間45分・夫48分となっている(総務省,2007) 60。なお、平成13年の調査では、同様の調査を行っているものの、加えて家族構成別に調査をしているため、単純に比較はできないが、末子0歳での育児時間は、共働き世帯(核家族)の場合で、妻4時間9分、片働き世帯(核家族)の場合で、妻5時間23分(夫39分)となっている(総務省,2002) 70。これらのことから、少なくとも2000年代に入っても、小さい子どもを抱える母親が、子育てをパートナーと分担して行っているとは言い難く、子育ての実質的な担い手は、母親に偏っている状況は変化していない。

加えて、日本の母親が子育でに充てる時間は、国際的にみても極めて長い。同 18 年調査の国際比較によれば、行動の種類別総平均時間 (週全体、末子が6歳以下 (日本、アメリカは5歳以下) の夫・妻)では、日本の小さい子どもをもつ母親が、家事と家族のケアに充てる時間は2番目に長い (6時間38分)。これは最も長いいンガリーの7時間33分に続くものである。他の国では母親は、家族のケアに充てる時間は4~5時間台が最も多い。またハンガリーでは、父親が家族のケアに充てる時間も長い(約3時間)ため、夫婦で家事と家族のケアに充てる時間が長い。しかし日本の父親がそれに充てる時間は、この国際比較では最も短い(総務省、2007) 80。

(3) 増大した子育ての悩みは「周囲の目」

近年、子育て中の家庭が、子育ての不安や悩みで増大したと答えたものがある。上述した 21 世紀出生時総制調査(第 7 回調査)と平成 21 年(第 8 回調査)を比較した場合、前者よりも後者の割合が増えているものが 1 つ見られた(複数回答)。それは、「子どもについてまわりの目や評価が気になる」($9.7\% \rightarrow 11.1\%$)であった(厚生労働省,2010)⁹。また子育ての不安や悩みについて、このように周囲に関する質問としては、同調査では、第 1 回と第 2 回で「子育てが大変であることを、周囲の人がわかっていないこと」を設定しているが、これを回答した親の割合は、第 1 回で 5.8%、第 2 回で 6.0% であった(厚生労働省, $2003 \cdot 2004$) 10 。

この調査は母親だけが回答したものではない。しかしながら、少なくとも、子育てをする母親たちの、子育てに関する不安や悩みに、質的な変化があることがうかがえる。もちろん、母親の子育ての不安や悩みは、子どもが小さい時は、身体的な負担が、そして子どもが大きくなれば、教育費等の、経済的負担へと移行するとは思われる。そしてもちろん、政府や自治体の子育て支援は、これらのことを母親に対してサポートしてきたと言えよう。

ただし、子育て中の親の、子育てに対する負担や不安が高まった項目を考慮すると、現代の、子どもをもつ母親たちは、周囲が自分たち母親に向ける視線が、必ずしも寛容でないことを感じているのではないだろうか。

周囲の人たちが母親に向ける視線が厳しい事例として、次の新聞の投稿を挙げたい。そこでは、子どもを連れた母親が、電車の中で怒鳴られた「事件」が掲載されていた。小さい子どもを2人連れた母親が、電車にのった際、ベビーカーに乗った子どもの足が、60歳代の男性の足にあたったが、母親がそれに気づかなかった。そのため、その男性は母親に、「ちゃんと教育しろ」と電車の中で公然と怒鳴り続け、母親は終始怯えたまま電車の中でかたまり、男性が下車した後、大粒の涙を流していたという。投稿者は、その後、彼女に声をかけ励ました。そして投稿者は、自身も母親であり、子育て経験をもっていることから、母親は子どもにマナーを教えることはわきまえているものの、いつ何どきでも子どもに目配せできるわけではないということをふまえた上で、ここまでの制裁を母親に課す男性を100%是認する社会であっていいのかを問うている (朝日新聞、2010) 11)。

しかしながら、後日の同紙の投稿欄では、ある女子大学生がこの投稿者を批判し、「マナーを守らない親も多い」と反論している。 彼女の主張は、子ども連れの母親がマナーを大切にしているようには思えないというものであった。そして彼女は、子どものマナーの悪さは仕方ないにしても、その行為を注意しない母親は、周囲から非難されても当然だと述べ、世間は子どもに厳しいのではなく、マナーをまもらない母親に厳しいのであり、子育てをしにくい世の中だと言う前に母親自身が反省しろと主張する(朝日新聞、2010)¹⁹。

(4) マザハラしないで一母親のささやかな抵抗とバッシング―

このような、母親に対する周囲の厳しい目線に対して、近年、母親たちが異議を唱える動きが見られる。これは、子どもをもつ 母親が、周囲に対して、自分たちに対する精神的・人格的な傷付けや、恐怖に陥れるような言動を止めて欲しいという意思表示で あり、「マザハラ」(マザー・ハラスメント)と言われている(朝日新聞,2009)¹³。この言葉は、自身も母親である作家の百世瑛 衣呼(ももせえいこ)氏が、大勢の母親から寄せられた体験談を携帯小説に盛り込んで発表した際(タイトル:「それってマザハラ?」)、多くの母親が共感したことで、広まっていったという(朝日新聞,2009)¹⁴。この新聞記事では、母親たちが、「マザハラ」によって、周囲の人々の悪気のない(と本人は思っているが)言動に、いかに傷づけられ、社会の中で小さくなっているのかが事例として取り上げられている。同新聞記事では、例えば特急電車の中で、「母親なら泣いている理由ぐらい分かるだろ。泣きやませろ!」と年配の男性から吐き捨てるように言われた女性や、夫に子どもを預けて祖父の見舞いに行くと、親戚の年配の女性から「子どもが可愛そう」と言われた女性が報告されている。このような結果、ある母親は、子どもの機嫌がよく、行き先がすいてそうな時間を見計らって外に連れ出しているつもりでも、子どもは急に泣いたり、騒いだりするため、周りの目が気になって、パニックに陥り「なんで、こんな肩身の狭い思いをしなきゃならないの?」と思ってしまうと語る(朝日新聞,2009)¹⁵。

もちろん、子連れの母親をとりまく人間すべてがマザハラをしているわけではない。確かに、子どもを連れた母親に対して優しい目をもつ人や、子どもをあやしてくれる人たちも沢山いる。そのため、彼らの優しさを身近に経験した母親は、「マザハラ」という言葉に違和感と反発を覚えるであろう。また、実際に子どもにマナーを守らせない母親もいるため、そういう母親が周囲に「マザハラ」だと発現しても、社会的には容易に受け入れられないであろう。

しかしながら現実として、女性は、母親になる過程(妊娠・出産といったライフイベント等)で、あるいは、母親になってから、周囲の「母性」やジェンダーに依拠した言動に、困惑することがある。例えば不妊に悩む女性は、生殖能力の喪失からくる母性機能の劣等感や、夫や両親等、家族からの期待に応えられない重圧感などで、ストレスを抱えているという(西脇,2000)¹⁶。また、彼女たちは周囲から「子どもはまだか」と言われることに萎縮し、興味本位での性的嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメント)を受けていることもある(フィンレージの会,2005)¹⁷。次に、妊娠した場合、女性は周囲の妊婦に対する無理解から、不快な思いをし、また妊娠期にもかかわらず過酷な労働を結果として拒否できず、健康を害した女性も見られている。杉浦浩美はこのような事実を、マタニティ・ハラスメントと述べる(杉浦,2009)¹⁸。また、働く母親は、特に子どもをもってからの自分の職場での立ち位置が違うことを肌で感じる。育児休業をとって復帰した女性の中には、社内の処遇が今までと違うことを認識し、育児を理由に穏便に退職させるような処遇をとられたことで、将来に絶望感を抱える者がいる(萩原,2006)¹⁹

母親に対する周囲の厳しい言動が、もしも、社会一般の人々も守るべきルールに依拠したものではなく、母性規範やジェンダー 規範を基にした、母親の人間としての価値を否定するようなものであるならば、それを軽視することはできないのではないだろう か。そしてそのようなマザハラは、母親が子育てをしやすい社会を阻害すると言わざるをえない。

4. 母親の子育ての不安や悩みを払拭できない要因

これらの問題から、子育て支援の推進にもかかわらず、子育ての不安や悩みをぬぐえない大きな要因として、3点を挙げたい。 第1に、社会全体で子育てを支援するという理念が共有されつつあっても、実質的には、子育ての第1責任者が母親であるという社会の認識が、依然として変わっていないことである。日本では、1950年代から1970年代に、近代家族のモデルが一般化していったが、その中で、母性規範も社会の中で支持されていった。1980年代でも、家族関係において子育ての問題は母親の問題である、という考え方が主流であり、子どもや家族の問題は、母親の「育児本能」が壊れてしまったことにあるという「母原病」がクローズアップされた(落合、1994)20。ただし1990年代に入ると、子どもの問題を、ジェンダーの視点から捉え直すことや、行政や地域の働きかけ等を含む子育て支援で解決する動きも見られてきた。また2000年代では、家族関係学では、家族の多様性や父親の子育てへの参画など、多様な家族が存在しているという事実と、その中で、どのような社会環境が整えば、子どもや母親を含めた家族が、よりよく生きられるのかを考える視点が、子育て支援においても目指されている(冬木、2010)21。

しかしこのような研究や実践的活動の成果にもかかわらず、母性規範はいまだに社会の中で共有されている傾向は否めない。母親に対する社会一般の視点は、必ずしも従来の母性規範を超越したものにはなっていない現実がある。実際に、厚生労働省が一般の男女を対象におこなった、男女共同参画と少子化に関する意識調査によれば、男は外で働き、女は家事育児をするという考え方に賛成・やや賛成と答える男性(正規雇用)は、妻が専業主婦である場合に約7割、妻が非正規雇用である場合に約6割、そして妻が正規雇用である場合に約5割であった。一方、女性の母性規範の強さにも注目する必要がある。同調査によれば、先ほどの質問に対する賛成の割合は、専業主婦・非正規雇用・正規雇用の順に下がっていくが(約6割、4割、3割)、小さい子どもをもつ母親自身の母性規範は強い(男女共同参画局、2006)型。大和礼子・斧出節子・木脇奈智子らが、関西圏の子育で世帯を対象におこなった調査では、小さい子どもをもつ母親の多くも、母性規範に賛成していた(例:「子育ての責任は母親が負うべきだ」に対して、そう思う・ややそう思うと答えた割合:46.5%)、「母親は自分の楽しみを我慢しても、できるだけ子どものそばにいてやるべきだ」

(同:73.5%)、「しつけがなされていないなどの子どもの問題は母親の責任である」(同:64.2%)(大和・斧出・木脇,2008,79)²³。

第2に、現代社会の中で、子育てという営みが、ライフスタイルの多様化と少子化が進む中で、「必須」から「選択」となり、子育ての大変さや苦労が社会全体で共感されにくくなったことで、子育てをする親が周囲の人々に求める理解や協力が、必ずしも「お互い様」ではなくなってきていることである。子育てが、人間ならば誰しも通るもの(人間が一生を生きる上での当然の前提)でなければ、子どもをもつことを(結果として)選択しない人の中には、子育てをする親に求められる理解や協力を受け入れ難い者もいるであろう。子育てが人の一生の中で「選択」と位置づけられれば、「お互い様」は通じないどころか、子育ての大変さに理解と協力を求める母親たちを、「やっかいなもの」「邪魔なもの」と考えることも不可能ではない。例えば育児休業をとらない(現状では)男性や、出産をしない女性の中に、育児休業をとって会社を休む母親たちを、職場の迷惑だと考える人がいても不思議ではないかもしれない。

また、この背景には、子育てをする家庭が少数者となり、子育ての問題を社会問題として共有できていないことも挙げられる。 6歳未満の子どものいる世帯は、この15年の間で、全世帯の14.2%から10.4%となり(国勢調査,2005)²⁴。子どもがいる世帯は日本ではマイノリティになりつつある。

マイノリティの一般社会に対する声は届きにくい。にっぽん子育で応援団主催 第3回子育で応援フォーラム 「子どもが輝く心豊かな社会を目指して~「子ども・子育で新システム」で実現するの?!~ (2010年10月24日開催)では、子育での問題は、コップの中の嵐のようである、という発言があった。つまり子育での当事者は、その疲労や負担を当事者同士では分かり合っていても、当事者から一歩外に出てしまえば、それは「問題」としてさえ取り扱われないということである(にっぽん子育で応援団、2010)。

第3に、子どもをもつ世帯が日本社会においてマイノリティとなり、子どもをもつ親の苦労や大変さが共感されにくくなったことで、公共の場での子ども・子連れの母親に対する「マナー」の考え方が厳しくなったことも挙げられよう。確かに、公共の場で大きな声を出して子どもが騒いだり、他人の服や持ち物を汚したりしているにもかかわらず、親が何の注意もしない場合は、親の責任が問われるであろう。しかしながら上述した 21 世紀出生時総断調査によれば、96.1%の親は、第4回目の調査で、子どもに公共の場では騒いではいけないことを教えている。母親を含めてほとんどの親たちは、子どもに公共の場でのふるまいを厳しく教えているのである。

これらのことを考えると、公共の場において、子どもと子連れの母親のふるまうべき「マナー」が、ケアを全く必要としない大人のモデルで設定されていることが、母親の孤育でや育児不安につながる大きな要因の1つなのではないだろうか。たとえ公共の場に、おむつ替えシートや授乳室、そしてミルクのお湯を提供してくれる場所が多数できたとしても、そこに100%大人を標準とした、そして母性規範を前提とした「マナー」がある限り、母親が安心して公共の場に出ることなどできはしない。上述した新聞の投稿欄に声を寄せた女子大学生は、小さな子どもを2人連れて電車に乗っても、母親ならば、一瞬たりとも2人の行動を見逃すことなく監督すべきであり、また実際に、注意ができるはずだと考えていたと言えよう。そして彼女は、それができない母親は、電車に乗るべきではないと主張していた。母親は、公共の場において、そのような行動が、どんな時でも可能であろうか。

6. 母親が子育てしやすい社会だと思えるための条件

以上をふまえて、本報告は、母親が子育てしやすい社会と思えるために必要な条件として、次の2点を挙げたい。

第1に、ミクロレベルの主体(家庭)からマクロレベルの主体(政府)までが、子育て支援において、それぞれの立場を生かした参画の体制(参集や参与ではなく)を築くことである。「参画」とは一般的には「政策、事業などの計画に加わること」とされ、参集(寄り集まること・来集)や参与(ある事にかかわり合うこと・参加)とはレベルが異なる概念である(日本国語大辞典,2010)25。2003年に策定された次世代育成支援対策推進法の理念は、社会全体で子育てを支援する体制と責任をもつことであった。少子化が続く中で、「家庭のみならず、地域や職場、行政などを含めて、社会全体で子どもを育てよう」という考えは、現在、日本社会の共通認識になりつつある。

しかしながら、現状として、家庭以外の主体は、子育て支援に本当に参画していると言えるだろうか。つまり、社会全体で子育てを、としつつも、やはり子育ての第一責任者は家庭であり、その他の主体は、補佐のような形で、あるいは努力義務の程度で、関わればいいという体制になっていないだろうか。例えば、子育て中の親にとって労働条件は、子育てのしやすさを左右する重要な要素である。この働き方の変革についての意思決定権をもつ主体は、主に企業である。しかし多くの企業は、子育て支援に向けて、働き方の参画を進めているであろうか。子育て中の従業員(親)の声や要望に向き合い、従業員(親)と同じ立場で、子育て

に柔軟な働き方の変革に立ち上がる企業は、現状ではまだ少ない。次世代育成支援対策推進法が施行されたために、仕方なく行動計画を国に提出し、子育てしやすい労働環境についての取り組みは、この法律をクリアできる最低限のレベルに整えたという企業があるとすれば、その企業の子育て支援は、参集・参画でのかかわりに過ぎない。それぞれの主体が、子育てをしやすい社会づくりを考えた時に、最もかかわるべき責任・役割は何かを考え、その役割の中枢を担う体制をつくらなければ、子育てしやすい社会は実現しない。

第2に、公共の場に、一部でも、子どもも大人も共存できる空間をつくることではないだろうか。確かに、電車・バス、図書館、病院などでは、子どもも大人も静かにすべきというマナーが共有されている。そこでは静かに読書をする人や病気で苦しむ人が存在する。しかしながら、公共の空間の全てが、大人しか受け入れないことを前提とするのであれば、子連れの母親(もちろん父親も)は、誰かに子どもを預けない限り、公共の場には行くことはできない。公共の場にも、ある一定程度、子どもとそれを養育する親に寛容な空間、つまり、子どもも大人も居られる場所を提供する仕組みが必要ではないだろうか。

例えば子どもが泣いても大丈夫なクラシックコンサートの開催や、映画の上映会などが、地域の子育て支援団体や、大学生、映画会社等の企画で開催されている(朝日新聞,2009)26 (朝日新聞,2010)27 (MOVIX,ホームページ)28 ある映画会社の上映会に参加した母親たちは、この映画館の企画・開発会社のホームページにおいて「子どもたちが遊べるスペースがあり、おもちゃがたくさん置いてあるのがよかった」「子どもも友だちが沢山いるので、リラックスしていた」「子供が走り回っていたけど、スタッフの方がとても優しく対応してくれてうれしかった」等の声を寄せている(MOVIX,ホームページ)29 このような取り組みが、子どもをもった母親にも好評であることがうかがえる。

確かに公共の場には、大人の雰囲気を楽しむことを目的としたものもあり(例:高級なレストラン等)、子どもがその空間に存在することを目的としないものもある。しかし現在の日本では、公共の場で、子連れの母親が気兼ねせずに居られる空間が、あまりにも限られていることに目を向ける必要があると思われる。

7. まとめ

本報告では、日本では少子化対策・子育て支援が進められているにもかかわらず、母親が子育てをしやすい社会であると思えないのはなぜかについて、子どもと母親をとりまく周囲の意識や言動と、それに対する母親の受け止め方を中心に考察した。その結果、本報告では、母親が子育てに不安や悩みをもつ背景として、周囲の対応に関する2つの課題を提示した。

第1に、「子どもは社会の宝であり、社会全体で子育てを支えるべきだ」という社会的合意が形成されつつある一方で、実質的な子育ての責任が母親に集中したままになっている点である。第2に、子どもと子育てをする世帯が、日本社会の構成メンバーとして少数派となり、かつ、子育てが人間の営みの中で必須条件から選択条件となったことで、公共の場での子どもに対する「マナー」の概念が変化している点である。

母親が子育てしやすい社会でなければ、父親が子育てしやすい社会づくりも実現しない。そこでこのような課題を解決するために、本報告では、次の2点を提示した。それは第1に、育児の社会化を進める主体が、それぞれの立場から子育て支援に参画していくことである。第2に、公共の場に、子どもと大人が共生できる空間を増やしていくことである。

このような解決策は、一朝一夕で実現するものではない。しかしながら、例えば前者については、学校教育や社会教育で、自分が置かれた立場で、どのように子育てしやすい社会へ参画できるのか考えさせる学びを進めることは有効であろう。例えば若者であれば、親になった場合、男女ともに、どうすれば、家庭人(親)として子育てに中核的に関わることができるのかを学ぶ機会をもつことは重要ではないだろうか。また一般市民が、例えば消費者・雇用者として、あるいは行政として、企業経営者として等、それぞれの立場から、どのように子育て支援の中核を担えるのか考える学びも必要ではないだろうか。

また後者については、子育ての当事者とそれ以外の人々との対話を進めることも取り組むべきことであろう。子育ての渦中にいる人とそれ以外の人では、職場や公共の場でも許容できる範囲が違うこともある。しかしお互いが対立をしている限り、次の世代が生まれ・健全に育つ環境をつくることは難しい。例えば現在、「持続可能な社会」を目指して、自然環境にやさしい社会づくりの必要性を問う意味で使われているが、そのような社会をつくるためには、立場も利害関係も異なる地域・企業・行政等の話し合いと調和が必要であり、これについての議論がなされている。またその方針に沿ったライフスタイルの構築が目指されている。子どもが豊かに育つ環境を考えるならば、同様な取り組みが必要である。

人間は、誕生してから誰の手も借りずに、生存・成長していくことはできない。そして誰かが、生物的にも社会的にも一人では 生きられない存在(子ども)に、手を差し伸べ(ケア)して支えなければ、生命は次世代に引き継がれない。子どもと子どもを育 てる人たちが、どのような環境で生活をしているのかを理解できず、その置かれた立場の不安や悩みに共感できない人々で社会が 構成され続ける限り、いくら子育て支援策が進展しても、母親は(もちろん父親も)子育てしやすい社会だと感じることはできないであろう。もちろん、子どもや子育て中の人にやさしい目を向ける余裕がなくなっている社会にも、目を向ける必要がある。

子育ては母親の仕事だと考え、母親が子育て支援策のおかげで何の苦労もしていないと思い込み、子どもや子連れの母親を、職場を含めて公共の場で煙たがるような人こそが、次世代育成を本気で目指す社会にとっては、本当に「マナー」の守れない「迷惑」な人なのではないだろうか。

1) 朝日新聞、『オピニオン 孤育ての国』、2010年11月23日

2) 内閣府,『平成18年度版国民生活白書』,2006

http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h18/01_honpen/index.html

(平成18年6月26日発表) (平成22年12月15日確認)

 $^{3)}$ 内閣官房内閣広報室(首相官邸ホームページ),『新成長戦略 \sim 「元気な日本」復活のシナリオ \sim (平成 22 年 6 月 18 日) 閣議決定』 http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/

(平成22年6月18日閣議決定) (平成22年12月15日確認)

- ⁴⁾ フォーラム・「女性と労働 21」,「資料 成長戦略実行計画(工程表)」『女性と労働 21』 Vol.19 No.74, p 54, 2010,
- 5) 厚生労働省,第8回21世紀出生児縦断調査結果の概況

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/syusseiji/08/index.html

(平成22年7月14日発表) (平成22年12月15日確認)

6) 総務省,平成18年社会生活基本調查,

http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/index.htm

(平成19年9月28日公表) (平成22年12月15日確認)

7) 総務省, 平成13年社会生活基本調査

http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/index.htm

(平成14年9月30日公表) (平成22年12月15日確認)

- ⁸⁾ 6) と同じ
- ⁹⁾ 5) と同じ
- 10))厚生労働省,第1回21世紀出生児縦断調査結果の概況,2003

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/syusseiji/01/index.html

(平成22年12月15日確認)

厚生労働省,第2回21世紀出生児縦断調査結果の概況,2004

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/syusseiji/02/index.html

(平成22年12月15日確認)

- 11) 朝日新聞, 投稿欄『子育てくじく「教育しろ」被害』, 2010年11月1日
- 12) 朝日新聞, 投稿欄 (若い世代) 『マナーを守らない親も多い』, 2010年11月20日
- 13) 朝日新聞,『「マザハラ」ママ限界 子を託しても一緒でも、お出かけは狭い肩身【西部】」, 2009年4月3日,
- ¹⁴⁾ 13) と同じ
- ¹⁵⁾ 13) と同じ
- 16) 西脇美春,「不妊治療中の女性に及ぼすストレス因子の分析」,『山梨医大紀要』 vol17, p 48-51,2000.
- $^{17)}$ フィンレージの会, (フィンレージの会ホームページ内) \mathbb{F} My Dear あなたの身近な人が不妊で悩んでいたら \mathbb{F} (PDF) \mathbb{F} , (初版 2005 年 3 月 31 日)
- 18) 杉浦浩美, 2009, 『「労働する身体」と「産む身体」を生きる 働く女性とマタニティ・ハラスメント』, 大 日書店.
- 19) 萩原久美子、『迷走する両立支援 いま、子どもをもって働くということ』、太郎次郎社エディタス、2006
- 20) 落合恵美子, 『21 世紀家族へ』, ゆうひかく選書, 1994
- ²¹⁾ 冬木春子,「家族関係学の成果と課題-親子関係研究を中心に-」, 日本家政学会家族関係学部会『第 30 回家族関係学部会セミナー・シンポジウム資料』 p 6-13, 2010,
- ²²⁾ 男女共同参画局, (男女共同参画局ホームページ), 『関連資料 少子化と男女共同参画に関する意識調査より』 2006.

http://www.gender.go.jp/main_contents/category/syosika.html

(平成18年12月公表) (平成22年12月15日確認)

23) 大和礼子・斧出節子・木脇奈智子、『男の育児・女の育児 家族社会学からのアプローチ』、昭和堂、2008

²⁴⁾ 総務省,『国勢調査』,**2005**

http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/index.htm

(平成17年12月27日公表) (平成22年12月15日確認)

25) 日本国語大辞典,『知識検索サイト ジャパンナレッジプラス』2010,

http://www.jkn21.com/stdsearch/detailsdisplaymain (平成 22 年 12 月 15 日確認)

- 26 朝日新聞, 『赤ちゃんと一緒にクラシックを 新大生が企画 (新潟県)』, 2009年10月30日
- 27 朝日新聞, 『ベビーと一緒にたまには映画を(立川(東京都))』, 2010年10月26日
- 28)MOVIX ホームページ), 『ホットママシネマー赤ちゃん連れのお母さんのための映画鑑賞会ー』, http://www.hotmama-cinema.jp/ (平成22年12月15日確認)
- 29) 28) と同じ

平成22年 (2010) 12月15日受理 平成22年 (2010) 12月31日発行